

## 平塚市マンション耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害に強いまちづくりを推進することを目的として、地震に対する建築物の安全性に関する意識の向上、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の促進を図るためにマンションについて行う耐震化促進事業に対する補助金の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 当該補助金交付事業は、平塚市耐震改修促進計画に基づき、実施する。

3 補助金の交付にあたっては、次の各号に掲げる法令及び関係規定のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

(2) 国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)

(3) 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日制定)

(4) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金交付要綱(平成28年4月1日施行)

(5) 補助金等の交付に関する規則(昭和54年規則第4号。以下「規則」という。)

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) マンション 区分所有された建築物で、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者の住居の用に供する部分を有するものをいう。

(2) 住宅部分 区分所有法第2条第3項に規定する専有部分のうち、専ら住居の用に供する部分をいう。

(3) 非住宅部分 区分所有法第2条第3項に規定する専有部分のうち、住宅部分以外の部分をいう。

(4) 管理組合 区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項(区分所有法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人をいう。

(5) 耐震診断者 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項に規定する者をいう。

(6) 予備診断 別に定める「平塚市マンション予備診断マニュアル」に基づき耐震診断者が行う診断で、建築物の耐震性を簡易に評価し、耐震診断の必要性の有無を判断するものをいう。

(7) 耐震診断 耐震診断者が行う建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第1項に規定する耐震診断をいう。

(8) 耐震判定委員会等 次のいずれかの機関をいう。

ア 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震診断の結果等に関する評価・判定等を行う委員会

イ 外部の学識経験者、実務経験者等の構成員に占める割合が過半数であり、アに掲げる機関と同等の知識及び経験を有し、建築物の評価について、自らの責任において処

理することができる」と市長が認める機関

- (9) 予備診断事業 予備診断を行う事業をいう。
- (10) 耐震診断事業 耐震診断を行う事業をいう。
- (11) 耐震化促進事業 予備診断事業及び耐震診断事業をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物は、平塚市内に存するマンションで、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、一つの管理組合に対し、1棟までとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法(昭和25年法律第201号)による建築確認を得て建築工事に着手したもの
  - (2) 住戸数の過半を区分所有者の住居の用に供するもの
  - (3) 住宅部分の床面積の合計が住宅部分及び非住宅部分の床面積の合計の過半であるもの
  - (4) 次のア又はイに掲げる事業の区分に応じ当該ア又はイに定める決議がなされたもの  
ア 予備診断事業 管理組合の集会(区分所有法第34条に規定する集会をいう。以下同じ。)又は管理規約(区分所有法第30条第1項又は第68条の規定により定められた規約をいう。)に基づき設置された会における予備診断の実施に関する決議  
イ 耐震診断事業 管理組合の集会における耐震診断の実施に関する決議
  - (5) 床面積の合計が1,000㎡以上のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物は、それぞれ当該各号に定める事業の補助の対象としない。

- (1) 既に予備診断事業の補助金の交付を受けた建築物 予備診断事業
  - (2) 既に予備診断事業の補助金の交付を受けた建築物であって、耐震診断の必要性がないと判断されたもの 耐震診断事業
  - (3) 既に耐震診断事業の補助金の交付を受けた建築物 予備診断事業及び耐震診断事業
- 3 前2項の規定にかかわらず、明らかに建築基準法その他の関係法令に違反しているマンションは、補助金の交付の対象としない。

(補助対象組合)

第4条 補助金は、補助金の交付の対象となるマンションの管理組合に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する管理組合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 代表者又は役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する者があるもの
- (3) 法人でない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、1件につき次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 予備診断事業 予備診断に要した費用に10分の9を乗じて得た額。ただし、18万円を限度とする。

- (2) 耐震診断事業 耐震診断に要した費用及び耐震判定委員会等による耐震診断の結果等に関する評価・判定等に要した費用に2分の1を乗じて得た額。ただし、1住戸(区分所有者が居住するものに限る。)当たり4万円を限度とする。

(事業計画書の提出等)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、耐震診断者と診断の実施に関する契約を締結する前に、平塚市マンション耐震化促進事業計画承認申請書(第1号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認したときは平塚市マンション耐震化促進事業計画承認通知書(第2号様式)により、承認しないときは平塚市マンション耐震化促進事業計画不承認通知書(第3号様式)によりその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条第2項の規定により承認を受けたものは、承認時に指定された申請期間内に、規則第5条の規定による補助金の交付の申請を行うものとする。

- 2 前項の交付の申請は、予備診断事業にあつては平塚市マンション耐震化促進事業補助金交付申請書(予備診断)(第4号様式)に、耐震診断事業にあつては平塚市マンション耐震化促進事業補助金交付申請書(耐震診断)(第5号様式)に関係書類を添えて行うものとする。
- 3 第1項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象事業費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象事業費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付等決定の通知)

第8条 規則第7条の規定による補助金の交付及び不交付の決定通知は、平塚市マンション耐震化促進事業補助金交付・不交付決定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(耐震化促進事業の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けたもの(以下「補助事業組合」という。)は、当該通知書を受領後、速やかに耐震化促進事業(耐震診断者及び施工者との契約を含む。)に着手するものとする。

(事業計画の変更等の承認申請)

第10条 規則第8条第1項の規定による事業計画の変更及び中止の申請は、平塚市マンション耐震化促進事業計画変更・中止承認申請書(第7号様式)に関係書類を添えて行うものとする。

(変更等決定の通知)

第11条 規則第8条第2項の規定により補助金の交付の決定の内容を変更したときは、平塚市マンション耐震化促進事業計画変更・中止承認通知書(第8号様式)により申請者に通知す

るものとする。

(耐震判定委員会等の判定等)

第12条 耐震診断事業の補助金の交付の決定通知を受けたものは、耐震診断の実施後、耐震判定委員会等により耐震診断の結果等が適正との旨の評価・判定等を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第11条第1項の規定による実績報告は、耐震化促進事業の終了後速やかに、予備診断事業にあつては平塚市マンション耐震化促進事業完了実績報告書(予備診断)(第9号様式)に、耐震診断事業にあつては平塚市マンション耐震化促進事業完了実績報告書(耐震診断)(第10号様式)に關係書類を添えて行うものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象事業費とする場合にあつては、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を実績報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、平塚市マンション耐震化促進事業補助金額確定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の補助金の額の確定通知を受けたものは、市長の指示に従い補助金の支払いを請求するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 消費税及び地方消費税を補助対象事業費とする場合にあつては、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、平塚市マンション耐震化促進事業消費税仕入控除税額報告書(第12号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があつた場合は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(指導及び助言)

第17条 市長は、補助事業組合に対して、地震に対する建築物の安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第15条の規定による市長が別に定める期間は、10年とする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金は、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。